

令和 7 年 7 月 4 日

置賜広域病院企業団の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 7 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

障がい者雇用率（法定雇用率 2.8%）

	法定雇用障がい者数の 算定の基礎となる職員数 ①	障がい者である 職員数 ②	実雇用率 ③（②÷①）	不足数 ④
R7.6.1 現在	745 人	16 人	2.15 %	4 人

（注意）

- ①及び②については、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に基づき算定しているため、実際の職員数とは異なります。
- ④は、①に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となります。
したがって、③が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。
- 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近 1 年間に雇い入れた人数については、人数が少数であり、他の情報と照合し、または各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること、またはその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。